

令和元年度第1回文京区特別職報酬等審議会の要旨

- 1 日時
令和元年11月25日(月) 午後6時から午後7時10分まで
- 2 会場
文京シビックセンター16階 庁議室
- 3 出席者
【委員】
吉岡新委員、高橋毅喜委員、雨宮由卓委員、木岡克幸委員、宮崎淳委員、宮崎治子委員、
吉川豊委員
(岡田伴子委員、長田祐美委員、玉澤靖孝委員 は欠席)
【事務局】
総務部長、総務課長、職員課長、財政課財政主査
- 4 配付資料
文京区特別職報酬等審議会委員名簿
資料第1号 文京区特別職報酬等審議会条例
資料第2号 文京区特別職報酬等審議会の運営等について
資料第3号 文京区長及び副区長給与条例
資料第4号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
資料第5号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
資料第6号 特別職等の職務
資料第7号 文京区の財政状況(普通会計決算)
資料第8号 令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
資料第9号 文京区特別職報酬等月額(増減率)の推移
資料第10号 23区 職別年収比較表
資料第11号 23区 特別職等年収一覧【区長】
資料第12号 23区 特別職等年収一覧【議長】
- 5 会議の概要
 - (1) 委嘱式、区長挨拶
 - (2) 会長及び職務代理者の選任 18:06
審議会条例第5条第2項の規定により、吉岡委員を会長に選定
審議会条例第5条第4項の規定により、吉岡会長が高橋委員を職務代理者として指名
 - (3) 審議会の運営等について 18:11
資料第2号
 - (4) 資料説明
資料第7号・・・財政課財政主査説明 18:15
資料第8号・・・職員課長説明 18:30
資料第3号から第6号まで、第9号から第10号まで・・・総務課長説明 18:35

(5) 事務局案の説明 18:45
参考資料 特別職の報酬等の改定について・・・総務課長

(6) 主な意見・質疑 18:20～

《資料第7号について説明》

委員 文京区の歳出額の推移について、30年度において、投資的経費が増加している理由は何か。

事務局 施設の改修費増加の影響が大きい。30年度は、スポーツセンターの改修経費と学校の改修経費が主な増加原因である。

委員 区債（年度末現在高）の推移について、30年度において、普通債が増加した理由は何か。

事務局 スポーツセンターの改修経費を賄うために区債を発行したことが、30年度に増した主な原因である。

委員 文京区において、ふるさと納税の影響による税収の減少額はどの程度か。また、減少した分補填はあるのか。

事務局 ふるさと納税の影響により、30年度は、約13億円減収している。また、23区は地方交付税の不交付団体のため、補填はない。

委員 影響は大きいと考える。

委員 区債を発行する際、その需要はあるのか。需要が余りないのであれば、発行する必要がないのではないか。

事務局 基本的には、公的資金を借り入れするが、借入れの枠が決まっており、全国的に学校の改修等が増加しているため、公的資金の借入は困難になっている。

《資料第8号について説明》

《資料第3号から第6号まで、第9号から第10号まで説明》

委員 去年は、特別区人事委員会からの勧告（月例給△2.46%改定）は実施せず、据え置いたにもかかわらず、本年の勧告（月例給△0.58%改定）に去年の積み残し分が上乘せされない理由は何か。

事務局 あくまでも4月1日時点における給与の公民較差であるため、昨年分が積み残

しとなることはない。差額支給者数が減少したことにより、差額支給者を除外しない場合の公民較差が小さくなった。

委員 23区内における特別職等の年収は、差がないように思うが、特別職等の報酬額はどのようなプロセスで決定してきたのか。

事務局 特別職等の報酬額は、本審議会における意見等を参考にして決定をしてきた。他の特別区の状況は、参考にはしているが、必ずしも同一の決定プロセスではない。先日、他区の本年の方針を聞き取り調査した結果も、各区同一ではなかった。ただし、人事委員会勧告等を参考にする等の報酬額決定における考え方は共通しているため、23区内で大きな差が出ていないのが現状である。

委員 民間企業で勤務する一般区民の感覚からすると、議員年収が高いと感じる。そこで例えば、基本給については一般職員と同委員に民間企業並みに合わせ、手当の部分についてはKPI等を作成し、成果報酬とすることなどによって、文京区の特色を一層出せるのではないかと考える。報酬等は税金であるため、働かない人には報酬をあげてほしくはなく、優秀な人を入れるためにも、成果報酬の制度があってもいいのではないかと考える。

事務局 費用弁償の見直しが行われるなど、徐々にではあるが、そのような考え方も反映されてきていると感じる。

委員 民間企業に勤務する者としては、議員は一度当選すると、4年間、仕事をして、仕事をしなくても報酬を受けられる点に疑問を感じる。

事務局 委員会（議会）開会中の活動のみが、議員活動ではない。地域に出て、様々な方と意見交換をし、区民の声を拾い上げてくるなどの活動全てが議員の活動であり、区議会に出席する日数のみが活動日数ではないと考える。

事務局 定例議会は年4回あり、決まった日数ではあるが、文京区では、それ以外にも通年議会を開催し、その中で議員は様々な活動をしている。また、本会議場や委員会室での活動だけが、議員の活動ではない。年間を通じ、地域で様々な活動をし、それを区の施策等に反映させていくことが本来の議員の役割であり、そういった点から、報酬額が決まっていると考える。

委員 特別職等には、決められた勤務時間はないと考える。時間外でも様々な活動をしている点は評価されるべきと思う。特別職の報酬は、その職の地位を鑑みて決まってきた。民間企業の成果報酬のように、決められた時間内に成果を上げた分、多く報酬が出るといった考え方ではなく、勤務時間が決まっていな中で総合的に評価をし、これくらいの仕事をするのであれば、一般職の給与の何倍にするといった考え方により、特別職の報酬は決まってきたのではないかと

と考える。能力に見合った報酬とするべきであるのかもしれないが、そのような議論は、この会議にはなじまないと考える。報酬等審議会は、あくまでも、人事委員会勧告を特別職の報酬等にどのように反映させるかといったことを議論する場であると考ええる。

事務局 4年に1度選挙が行われているため、そこで区民による議員の評価が反映されているものと考ええる。

委員 その点においても気になっている点があり、例えば、今回の直近の区議会議員選挙においても、下位5位くらいまでの投票数の当選議員は、有効投票者数の1%程度の投票数しか取れていないと思うが、そのような方が本当に区民の信任を得ているのか疑問に感じる。なるべく優秀な方に少数精鋭にて活動してもらいたいという考えを、民間代表として、この場で伝えたい。浮いた分の税金は、福祉や子育て等、区の施策に回すことで、文京区がより良いまちになるのではないかと考える。

事務局 考え方としては、そのような変化はあるものと考ええる。文京区においても、議会改革の一環として、議員定数を一定程度引き下げてきた経緯などがあり、緩やかな動きではあるが、変化してきていると考ええる。

委員 23区中、文京区の特別職等の年収はかなり低い順位であるが、どうしてこのような順位となっているのか。23区の中で中位程度でもよいのではないかと考える。

事務局 23区内において、文京区特別職等の年収の順位が低位となった原因の一つは、ここ数年、人事委員会から、一般職員の特別給の加算を勤勉手当に割り振る勧告が出ていたが、特別職等には勤勉手当がないため、文京区においては、特別職等の期末手当の支給月数を加算してこなかった。一方、他の特別区では、期末手当の支給月数を加算してきたところもある。そのような経緯があり、ここ数年、差が出てきた。今後も、人事委員会からは、期末手当ではなく、勤勉手当について増減の勧告が出されることが予想されるため、対策を検討する必要がある。

《事務局案について説明》

委員 文京区長及び副区長給与条例を見ても分かるとおおり、特別職には勤勉手当がない。最近、人事委員会勧告において、特別給の増減が勤勉手当に割り振られる理由は、勤勉手当の方が、人事評価が反映されているためであると考ええる。ところが、特別職等には評価というものがなじまない。だからこそ、文京区長及び副区長給与条例にも、勤勉手当は書かれていない。そのため、人事委員会勧告により、特別給の支給月数が引き上げられた場合に、それを特別職等の期末手当にも反映させることは、妥当であると考ええる。今回の勧告のとおり、給与は公民較差により△0.58%引き下げる一方で、特別給の支給月数は+0.15月

引き上げるべきであると考える。

委員 特別職等の期末手当の支給月数は、平成25年1月1日から改定されていないのか。

事務局 平成25年1月1日から改定されていない。

委員 それ以降は変更されていないのか。

事務局 そうである。

委員 当初、期末手当を引き上げることに疑問があったが、文京区ではここ数年引き上げていないのであれば、今回、期末手当を+0.15月引き上げることは問題ないと考える。

委員 改定する場合は、区長から議員まで、同一の適用となるのか。

事務局 基本的には、そのように考えている。

委員 繰り返しにはなるが、特別職等の報酬は税金であるので、今後、専門家の意見を踏まえKPI等を作成していくことが望ましいと考える。

事務局 今回いただいたご意見は、この会議の議事録に残すなど、尊重をさせていただく。

会長 皆様から様々なご意見をいただいたが、全員一致の結論とすることが努力目標となっている。会長として、勧告どおり0.58%の引下げとすることを審議会の結論としたいと考えるが、いかがか。

全員 異議なし

(7) 答申案について説明・・・総務課長 19:05

会長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆様へ送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全員 異議なし

(8) 事務局からの事務連絡・・・総務課長 19:08

会長 事務局の説明の手順で異論がないようなので、以上で、審議会を終了する。熱

心な審議に感謝したい。

—終了— 19:10